

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員（令和5年6月期以降は定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあつては、それぞれ0.4875月分）とすること。

イ 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.5875月分）とすること。

ウ 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)及び2の(2)については令和4年6月1日から実施すること。